

公益財団法人にいがた産業創造機構 海外見本市等出展事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）は、県内産業の国際化と県内企業の海外取引の促進に資するため、新潟県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）及び中小企業者とその直接又は間接の構成員の3分の2以上を占める団体（以下「中小企業者等」という。）が実施する海外見本市等出展事業（以下「事業」という。）に関し、中小企業者等に対し、これを支援するため助成金を交付する。

(助成対象事業)

第2条 この助成金の交付対象事業は、中小企業者等が海外における新規市場の販路開拓や新規商品の販路開拓又は新規事業展開のために実施する、海外で開催される見本市、商談会、国際的な品評会等（以下「見本市等」という。）への出展事業とする。ただし、当該事業が新潟県又は機構を含む新潟県が設立の主体となっている公益法人等の補助対象事業である場合及び機構が出展等のとりまとめを行う場合は、この助成金の対象とすることはできない。また、通算して3回を超える同一見本市等への出展事業は、この助成金の対象とすることができない。

(助成対象経費)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費と算定の基準は別表のとおりとし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(助成金の限度額)

第4条 助成金の額は、事業の総経費の2分の1以内とし、1回の助成限度額を350千円とするほか、1中小企業者等当たりの年間助成限度額を350千円として、予算の範囲内で交付する。

(交付の条件)

第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 実施地域、出展催事の変更等事業内容の重要な変更をする場合には、機構の承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、機構の承認を受けること。
- (3) 事業の収入・支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。
- (4) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (5) 機構が別に定める項目について、事業実績を機構ホームページ上で公表することに同意すること。
- (6) 機構が別に実施する商談結果についての調査に協力すること。

(交付申請書)

第6条 助成金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書を、機構が別に定める日までに提出しなければならない

(交付の決定)

第7条 機構は、申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ助成金交付の可否及び助成金の額を決定し、すみやかに申請者に通知する。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第5条第1号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第2号様式による事業変更承認申請書を機構に提出しなければならない。

2 助成事業者は、第5条第2号の規定により機構の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を機構に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 助成事業者は、事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

ただし、機構が、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(助成金の額の確定)

第10条 機構は、実績報告書の提出があったときは、審査のうえ助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

(助成金の支払)

第11条 助成事業者は、助成金の額が確定された後、別記第5号様式により、機構に対し助成金を請求するものとする。

(雑 則)

第12条 この要綱の規定により機構に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表 助成対象経費と算定の基準

【助成対象経費】

助成対象経費	算定内容
1 会場借上費	会場賃借料、小間賃借料、出品料、見本市参加負担金など

【助成算定外経費（主なもの）】

2 展示品等輸送費
3 展示装飾費(ブース設営費、展示用什器レンタル料など)
4 広告宣伝費{パンフレット・カタログ作成費(翻訳料を含む。)、展示用パネル作成費など}
5 通訳費(ブース通訳への謝礼金)
6 旅費(渡航費、交通費、宿泊費)

≪ 事業の総経費(1から6)に対する助成率 ≫	1/2以内
-------------------------	-------

参考【見本市等出展事業費とは認められない経費の例】

- 1) お土産等の贈答品費・飲食接待費など交際費
- 2) 派遣職員にかかる飲食代及び日当